

## 学校開放利用にあたっての注意事項

### (1) 下記に該当する方は使用できません

---

1. 平熱を超える発熱がある
2. 咳、のどの痛みなど風邪の症状がある
3. だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある
4. 嗅覚や味覚の異常がある
5. 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある
6. 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
7. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
8. 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

### (2) 利用の条件

---

- ・「学校開放施設利用に関する確認書」を各学校開放運営委員会へ提出してください。  
※ 詳細は（5）を参照してください
- ・利用終了後は、よく手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ等）と使用した用具（モップ等）の手に触れた部分を消毒してください。
- ・体育館を利用する際は、2 方向以上の窓等を開けてください。ただし、常時の換気が困難な場合は、30 分に 1 回以上（2～3 分間程度）の換気を行ってください。
- ・感染が判明した場合は、文化スポーツ振興課（072-674-7649）もしくは各学校開放運営委員会へ速やかにご連絡ください。

### (3) 各学校開放運営委員会の皆さまへ

---

- ・各利用団体から提出された「学校開放施設利用に関する確認書」を最低 2 ヶ月保管してください。
- ・利用団体から感染者発生の連絡があった場合は、速やかに文化スポーツ振興課までご連絡ください。
- ・石けんや消毒液の設置等、感染対策をとれる環境の整備をしてください。
- ・会議や手続きは密集、密接、密閉を避けて行ってください。

## (4) 利用団体・利用者の皆さまへ

---

- ・ 3密（密閉、密集、密接）を避けてください。
- ・ 団体の代表者は利用者の健康状態の把握に努めてください。
- ・ 人と人との距離（できるだけ 2メートル以上、最低でも 1メートル）を確保してください。
- ・ 保護者や指導者等のスポーツを実施しない人はマスクを着用してください。
- ・ スポーツ実施中以外は、マスクを着用してください。
- ・ 十分な距離を確保できる場合はマスクを外すなど、熱中症にも注意してください。
- ・ 咳エチケットに気をつけ、手洗い（手指消毒）をこまめに行ってください。
- ・ 大きな声での会話や応援は自粛してください。
- ・ 飲食の際は、対面を避け、人と人との距離を確保してください。
- ・ 用具等の消毒は、使い捨てのペーパータオルやティッシュに消毒液を含ませて行ってください。

## (5) 「学校開放施設利用に関する確認書」の提出について

---

学校開放施設の利用に際しては、利用日毎に「学校開放施設利用に関する確認書」の提出及び「学校開放施設利用者名簿」の記入が必要となります。確認書はご利用時に必ず各学校開放運営委員会にご提出ください。

提出された確認書は委員会で、利用者名簿は利用団体で最低 2 ヶ月保管してください。必要に応じて、提出を求めることがあります。確認書には個人情報が含まれるため、施錠できるところに保管するなど取り扱いには十分ご注意ください。

なお、この確認書及び利用者名簿は新型コロナウイルス感染拡大予防対策の目的においてのみ使用し、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

## (6) その他

---

- ・ 石けんや消毒液など感染対策に必要な物品については、各委員会または利用団体で準備してください。委員会で購入する場合は、委託料の使用用途として認めます。
- ・ 学校関係者に感染者が出た場合、当該学校は臨時休校となり、学校開放も利用を中止します。